

1. 抵触する保安基準がない場合 ⇒ 特段の手續なしに公道実証が可能

自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン
(H28.5 警察庁公表)

- ⇒特段の許可や届出なしに実施可能な公道実証実験の対象を明確化
- 車両が道路運送車両法の保安基準に適合していること。
- 運転者となる者が実験車両の運転者席に乗車して、常に周囲の道路交通状況や車両の状態を監視し、緊急時等に必要な操作を行うこと。
- 道路交通法を始めとする関係法令を遵守して走行すること。

(例)



中型自動運転バスを使用した実証実験
(主体:産総研等、場所:滋賀県大津市等、全国5地域)

➡ 本枠組みにより、公道実証の多くは特段の手續なしに行われている

2. 抵触する保安基準がある場合 ⇒ 基準緩和等を受けて、公道実証が可能

自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度 (H29.2 国交省創設)

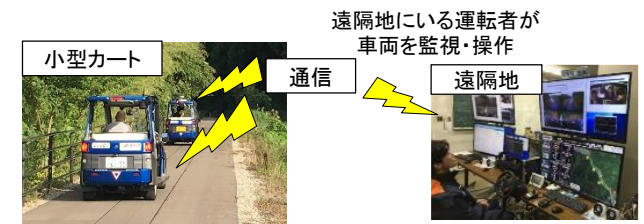
⇒実験車両が保安基準に適合しない場合でも、使用上の条件を付した上で、公道走行できるように措置

- 【使用上の条件の例】
- 走行ルート of 指定
 - 緊急停止ボタンの設置
 - 最高速度の制限
 - 保安要員の乗車
 - 等

- 保安基準に適合しない実験車両の例
- 遠隔で監視・操作を行う遠隔型自動運転システム搭載車
→ 通信遅れ、途絶等によりブレーキが安全に作動しない恐れなどがある
 - ハンドルやブレーキ等を備えない特別装置自動車

※遠隔型自動運転システムまたは特別装置自動車の公道実証を行う場合は、基準緩和認可手続きに加え、警察の「道路使用許可」が必要

(例)



遠隔監視・操作型のラストマイル自動運転の実証実験
(主体:産総研等、場所:福井県永平寺町等)

➡ 本制度を活用し、全国各地で遠隔自動運転システムなどの公道実証が行われている

- ・安全な自動運転車の開発・実用化を促進するため、2017年2月、代替の安全確保措置が講じられることを条件に、保安基準の一部の緩和を可能とする、自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度を創設。
- ・本制度を活用し、各地で遠隔型自動運転システムなどの実証実験が行われている。

2017年2月

自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度を創設

排ガス・騒音以外のすべての基準について、速度制限、走行ルート of 限定、緊急停止ボタンの設置といった安全確保措置が講じられることを条件に緩和可能とし、実証実験を促進するための制度を創設

2020年4月

基準緩和認定制度の適用対象を拡大

車両の区分が「自動車」の実証実験 → ①「自動車」の実用化等、②「原動機付自転車」の実証実験

遠隔型自動運転システム

遠隔地にいる運転者が車両を監視・操作



特別装置自動車

手動運転時は通常のハンドル等と異なる装置で操作



※BOLDLY (IBSBドライブ)社HPより

代替の安全確保措置の例(遠隔型)

- 遠隔地に車両の前方及び周囲の視界を確保できるモニター等を設置
- 遠隔地のモニター席に各種操縦・操作装置(ハンドル、アクセルペダル、ワイパー、前照灯等)を装備
- 走行速度の制限(通信遅れによる影響を考慮)

緩和される保安基準の例(遠隔型)

- 車両前方・周囲の視界要件
- ハンドル、アクセルペダル等の操縦装置
- ワイパー、前照灯等の操作装置

基準緩和認定手続きの流れ

申請者(車両の使用者)

① 基準緩和の認定申請

【申請書への記載事項】

- ・公道走行の概要説明書
- ・車両外観図
- ・自動運転システムの概要説明書
- ・保安基準適合検討書
- ・安全確保措置の内容
- ・遵守事項の誓約書 等

※使用の本拠地を管轄する運輸局へ

⑤ 認定書

- ・基準緩和項目に応じた制限事項等の付与

地方運輸局

② 受付・ヒアリング

- ・受付台帳への記載
- ・申請要件を満たすことの確認 等

③ 審査

- ・車両の構造又は使用の態様の特殊性により保安基準の適用を除外するものとして指定すべき保安基準の条項
- ・車両の運行が道路交通等に与える支障の有無 等
(必要に応じ、各都道府県警察等の関係機関にも照会)

④ 基準緩和の認定

認定書の交付

内容のご相談

申請資料の記載方法について

管轄地域	局	部署	住所	電話番号
全国	国土交通省 自動車局	技術・環境政策課	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8592
北海道	北海道運輸局	自動車技術安全部 技術課	北海道札幌市中央区大通西10丁目	011-290-2753
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	東北運輸局	自動車技術安全部 技術課	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	022-791-7535
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	関東運輸局	自動車技術安全部 技術課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-7255
新潟県 富山県 石川県 長野県	北陸信越運輸局	自動車技術安全部 技術課	新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号	025-285-9155
福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	中部運輸局	自動車技術安全部 技術課	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	052-952-8043
滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	近畿運輸局	自動車技術安全部 技術課	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6452
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	中国運輸局	自動車技術安全部 技術課	広島県広島市中区上八丁堀6番30号	082-228-9143
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国運輸局	自動車技術安全部 技術課	香川県高松市サンポート3番33号	087-802-6785
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	九州運輸局	自動車技術安全部 技術課	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-472-2539
沖縄県	沖縄総合事務局	運輸部 車両安全課	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号	098-866-1837

ご相談は、内容や地域に応じて上述の部署までお気軽にお尋ねください。